

○三条市スポーツ推進委員規則

平成20年4月1日

規則第32号

改正 平成23年9月28日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 市長は、社会的信望がある者で次に掲げるものの中から、委員を委嘱する。

- (1) 本市に生活の根拠を有し、体育レクリエーションの推進に熱意を有する者
- (2) 体育レクリエーション関係団体の構成員で体育レクリエーションの普及推進に寄与し、及び地域の体育活動に実績をあげている者
- (3) 体育レクリエーションに関する学識経験者
- (4) その他市長が適当と認めた者

(職務)

第3条 委員は、住民のスポーツ推進に関しその分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

(定数)

第4条 委員の定数は、60人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の任期中においても委員の委嘱を解くことができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに市長の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前の三条市体育指導委員規則（平成17年三条市教育委員会規則第38号）の規定により委員（以下「従前の委員」という。）に委嘱されている者は、この規則の施行の日に第2条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成23年9月規則第30号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(三条市体育指導委員に関する経過措置)

2 第3条の規定による改正後の三条市スポーツ推進委員規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に従前の三条市体育指導委員規則の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に新規則第2条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日におけ

る従前の三条市体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。